

平成15年度

# 国民健康保険(国保)の保険料率が決まりました。

国民健康保険は、万が一の病気やケガに備えて皆さんのが保険料を出し合い安心して医療が受けられるための制度です。保険料として皆さんに納付していただく金額は、国保全体で今年度に必要と予測される医療費(医療機関で皆さんのが支払われる一部自己負担金を控除した額)から、国・県の補助金及び市の繰入金等を差引いた額となります。この全体の金額を、皆さんの所得や被保険者の人数及び世帯数に応じて割り振り、世帯単位に保険料を決定します。

また、平成12年度から開始された介護保険の財源として、40歳以上

65歳未満(介護保険第2号被保険者)の方には国民健康保険料の介護保険分として納付していただきます。保険料は、介護保険に必要な費用として国保が納付する額から国の補助金などを差引いた額を前記と同様に所得、該当者人数及び世帯数に応じて割り振り決定します。

国民健康保険に加入しておられる世帯には、7月14日に、[国民健康保険料納額通知書]を送付しました。納額通知書に「国保あんない」を同封しています。国保の制度を説明していますのでご覧ください。

## 平成15年度の保険料

下記の、医療保険分と介護保険分の合計が年間保険料となります。

### <医療保険分>

- ①世帯別平等割 1世帯当たり 年額20,760円
- ②被保険者均等割 1人当たり 年額28,440円
- ③所得割 国保加入者全員の平成14年中の基準総所得金額の5.5%

上記①～③の合計が年間の医療保険分の保険料となります。ただし、52万円を限度額とします。

### <介護保険分>

40歳以上65歳未満の方のおられる世帯が対象となります。

- ①世帯別平等割 1世帯当たり 年額3,960円
- ②被保険者均等割 該当者1人当たり 年額7,320円
- ③所得割 国保加入者全員の平成14年中の基準総所得金額の1.4%

上記①～③の合計が年間の介護保険分の保険料となります。ただし、7万円を限度額とします。

※基準総所得金額とは、総所得金額及び山林所得金額等の合計額から純損失の繰越控除を差引いた後、市民税所得割の基礎控除(33万円)を差引いた額をいいます。



### ●世帯主の方が納付義務者です。

国保は、一人ひとりが被保険者ですが加入は世帯ごととなり、世帯主が国保に加入していない場合でも世帯主が納付義務者や各種手続きの申請者になります。

### ●特別控除がなくなりました。

基準総所得金額を算出するときに、基礎控除(33万円)に上乗せして、給与所得がある場合は2万円、65歳以上の方で公的年金所得がある場合は17万円の控除がありました。昨年10月の法改正により今年度からなくなりました。

### ●保険料(医療分)の賦課限度額が52万円になりました。

保険料(医療分)の賦課限度額を50万円から52万円に改正いたしまし

た。医療費の増加に伴い保険料も増加することになりますが、限度額を引き上げることにより、所得の多い世帯に昨年度より2万円多く負担していただくことで限度額に達しない世帯の負担が軽くなりました。

4人世帯に今年度の料率を適用すると給与収入(一人のみの収入)の場合で年収約949万円以上の世帯が限度額となります。

### ●月割りで計算します。

年度(4月から翌年3月)の途中で加入されたときはその月から、脱退されたときはその前月までの保険料を月割りで計算します。

介護分については、年度途中に40歳になった場合は40歳になった日の属する月から、年度途中で65歳になる場合は65歳になった日の属する月の前月まで月割りで計算します。

(裏面につづく)

## ●低所得世帯の保険料は軽減されます。

世帯主（国保非加入の方も含む）及び国保加入者全員の合計所得金額が一定額未満の場合、その金額に応じて、保険料のうち世帯別平等割及び被保険者均等割が7割、5割又は2割の割合で減額されます。7割、5割に該当する世帯は、当初の納額通知書で減額しています。2割に該当する世帯には減額申請書の用紙をお送りします。この申請書を提出いただき市長が適当と認めた場合、減額後の納額通知書をお送りします。

また、平成14年中の所得が公的年金所得のみの世帯は、医療保険分の所得割の2割が減額されます。これに該当する世帯は当初の納額通知書で軽減しています。

減額された保険料相当分は、国等が補助しますので、他の被保険者の方の負担が増えることはありません。

## ●減免制度があります。

災害により居住している住宅に半壊以上の被害を受けたとき、又は収入が著しく減少し総所得金額が前年の半分以下になると認められるときなどの場合、保険料を減免することができます。減免の事由に該当すると思われる方は、納期限までに保険担当の窓口でご相談ください。納期が過ぎた分の保険料は、減免の対象外となりますのでご注意ください。

なお、海外に渡航される場合の減免は、海外療養費制度を利用していただくことができますので、平成15年8月1日以降出国分からの減免はできません。

## ●前納報奨金はなくなりました。

保険料を前納していただいたときに前納報奨金を支払っていましたが、今年度から廃止いたしました。

## ●無収入の方も所得の申告をしてください。

所得は、保険料の計算以外にも保険料の軽減や保険給付の判定等に必要です。所得の申告がないと、保険料の軽減措置が受けられないことや、適正な保険給付が受けられることがあります。

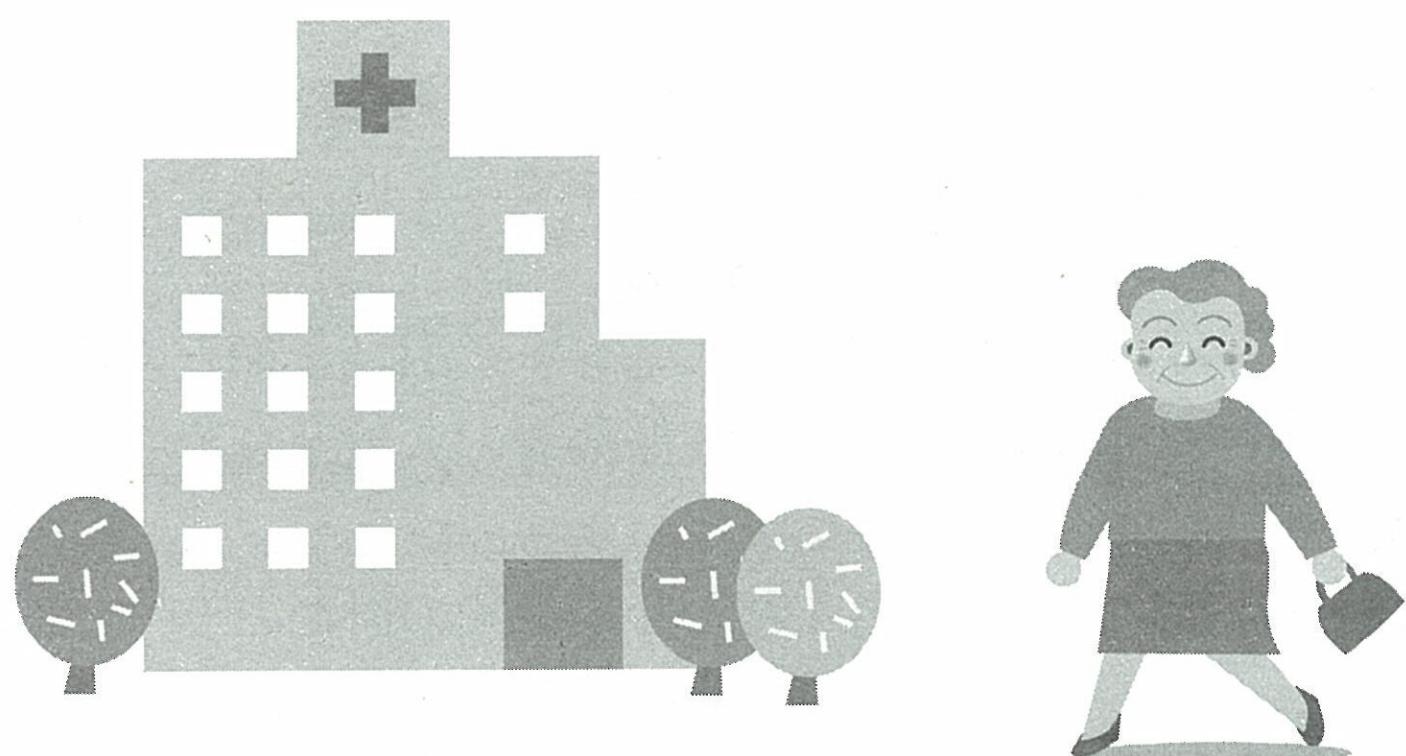
所得税の確定申告、市・県民税の申告書を提出された方以外の方は、所得が無い場合でも毎年度「国民健康保険料申告書」により、前年中所得や生活状況を必ず申告してください。税の申告上、被扶養者となっておられる方も申告してください。

## 保険料の納付は、口座振替のご利用を！

日ごろ忙しい方や「うっかり忘れた。」ということのないように保険料の口座振替をお奨めします。一度手続きをすれば毎年自動継続されます。

口座振込の申し込み手続きは………

- 1 芦屋市指定金融機関（市内の銀行、郵便局等）で取扱います。
- 2 預金通帳、銀行届出印、国保保険料納付書が必要です。
- 3 銀行等にある【口座振込依頼書】に必要事項を記入して申し込んでください。
- 4 手続き後、口座振替開始まで3ヶ月程度かかります。開始の時期は、国保から連絡しますが、それまでは金融機関の窓口でお支払いください。



## 高齢受給者証を更新します

平成14年10月の法改正により、70歳以上の方には高齢受給者証を交付しています。この証を被保険者証と同時に医療機関に提示することで窓口で支払っていただく一部負担金が、かかった医療費の1割又は2割となります。1割又は2割の違いは、前年中の所得によって決まります。

交付済みの高齢受給者証の有効期限は、平成15年7月31日となっていますが、平成16年7月31日まで有効の高齢受給者証を7月末までに送付します。また、7月中に70歳に到達された方にも同様に高齢受給者証を送付します。医療機関にかかるときは、忘れずに提示してください。

## 退職者医療制度に該当しませんか？

退職者医療制度は、会社の保険など被用者保険のOBの方が現役時代に被用者保険に貢献されたことに対し被用者保険が共同で退職者の医療費の一部を負担しようとするもので、被用者保険と比べ高齢者や低所得者の多い国保と被用者保険の負担の公平化を図るものであります。

退職被保険者等の適用を申請していただくことにより、その人数に応じて社会保険診療報酬支払基金から国保に退職被保険者等に係る療養給付費等の交付金が支給され、国保財政の負担が軽くなり保険料算定に反映されます。

平成15年4月から、退職被保険者の方の一部負担金は3割に統一され負担面でのメリットはなくなりましたが、国保事業全体の財源を確保するためにも退職被保険者等に該当される方は、届出をお願いします。

### 1 該当する方

(1) 退職被保険者となる方は、次のいずれにも該当する方です。

- ① 国保に加入している方（又は、これから加入する方）
- ② 老人保健の対象となっていない方
- ③ 厚生年金、各種共済組合などの老齢（退職）年金等を受けられる方で、その加入期間が20年以上あるか、40歳以降10年以上

ある方（ただし、国民年金は除きます。）なお、障害年金や遺族年金を受けているため、上記の年金が支給停止となっている方も対象になりますが、若年停止の方は対象になりません。

(2) 退職被保険者の被扶養者となる方は、次のいずれにも該当する方です。

- ① 国保に加入している方（又は、これから加入する方）
- ② 老人保健の対象となっていない方
- ③ 退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁関係含む。）、3親等内の親族である方
- ④ 年間の収入が130万円未満の方  
(60歳以上又は障害者の場合は、年収180万円未満)

### 2 届出の手続きは

年金証書が届いた翌日から14日以内に、下記の書類を持参して届けてください。

- ① 年金証書（被保険者期間の記載のあるもの）
- ② 被保険者証
- ③ 印鑑